



かながわの水源環境の 保全・再生をめざして

第2期 かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画(平成24年度～28年度)と税制の概要



県では、良質な水を安定的に確保するため、平成17年に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、継続的な水源環境の保全・再生に取り組んでいます。

平成23年11月には、第1期(平成19年度～23年度)に引き続き、第2期(平成24年度～28年度)の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定するとともに、その財源を確保するため、県議会での議決をいただき、個人県民税の超過課税(水源環境保全税)を5年間延長しました。

第1期での成果と課題を踏まえ、第2期も引き続き、水源環境保全・再生のための取組を推進していきます。

なぜ、水源環境保全・再生が必要なのか

神奈川県では、相模ダム建設をはじめとして、早くから水源開発に努め、平成13年の宮ヶ瀬ダムの完成により、経済の発展や豊かな県民生活を支える水資源の供給体制は概ね整いました。

しかしながら、ダムに貯えられる水の恵みは、上流域の森林や河川など水源地域の自然環境によって育まれるものです。先人がこれまで築き上げた豊かな水資源を損なうことなく次世代に引き継ぎ、将来にわたり良質な水を安定的に県民の皆様が利用できるようにするためには、水源地域の自然環境が再生可能のうちから水源環境保全・再生に取り組む必要があります。

このため、県では、平成12年以来、県民の皆様や市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成19年度以降の20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、これに基づき、5年間に取り組む「実行5か年計画」を策定し、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を財源に、平成19年度から特別な対策に取り組んできました。

事業の成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境の保全・再生には、長期の継続的な取組が必要なことから、施策大綱に沿って平成24年度以降も第2期計画を定め、水源環境保全税を活用して対策を進めていきます。



宮ヶ瀬ダム



上流域の森林に降った雨は、土壌を通じて地下へしみ込み、地下水脈や河川を通じて海に至り、蒸発・降雨を経て再び上流域に還流します。こうした水循環の中で、森林は、降雨による水を一時的に蓄え、ゆっくりと流すことにより、水源かん養機能や土砂流出防止の機能を果たしています。

また、水は川や地下水を通じて下流部に流下する過程で、自然浄化されています。

水資源確保の歩み		神奈川県の人口
水資源確保の取組等		
昭和13年	相模ダム建設を中心とする相模川河水統制事業を計画	昭和14年 200万人 超
22年	相模ダム竣工	
33年	城山ダム建設を中心とする相模川総合開発事業を計画	31年 300万人 超
39年	寒川取水堰完成	38年 400万人 超
40年	城山ダム完成	
42年	異常渇水に見舞われ一時は42.5%の給水制限が行われる	43年 500万人 超
44年	三保ダム建設を中心とする酒匂川総合開発事業を計画	建設省が宮ヶ瀬ダムの計画発表
48年	飯泉取水堰完成	48年 600万人 超
53年	宮ヶ瀬ダム基本計画決定	
54年	三保ダム完成	56年 700万人 超
平成 8年	異常渇水に見舞われ10%の給水制限が行われる	平成 3年 800万人 超
10年	相模大堰完成	
13年	宮ヶ瀬ダム完成	21年 900万人 超

水資源の現状

■ 保有水源の現状

県内の上水道の約9割は、相模川と酒匂川の2水系によって賄われており、そのほとんどは、ダムによって開発された水です。

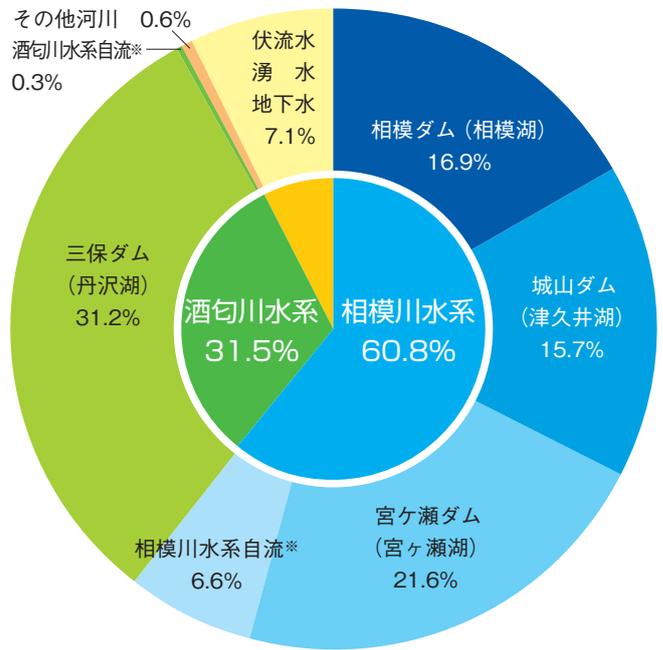
相模川は、本川に相模ダム（相模湖）と城山ダム（津久井湖）、支川の中津川に宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）の3つの水源があり、その集水域の約8割は山梨県内に広がっています。これらのダムにより開発された水は、下流の相模大堰、寒川取水堰などで取水されています。

酒匂川は、支川の河内川に三保ダム（丹沢湖）があり、その開発水は下流の飯泉取水堰で取水されています。

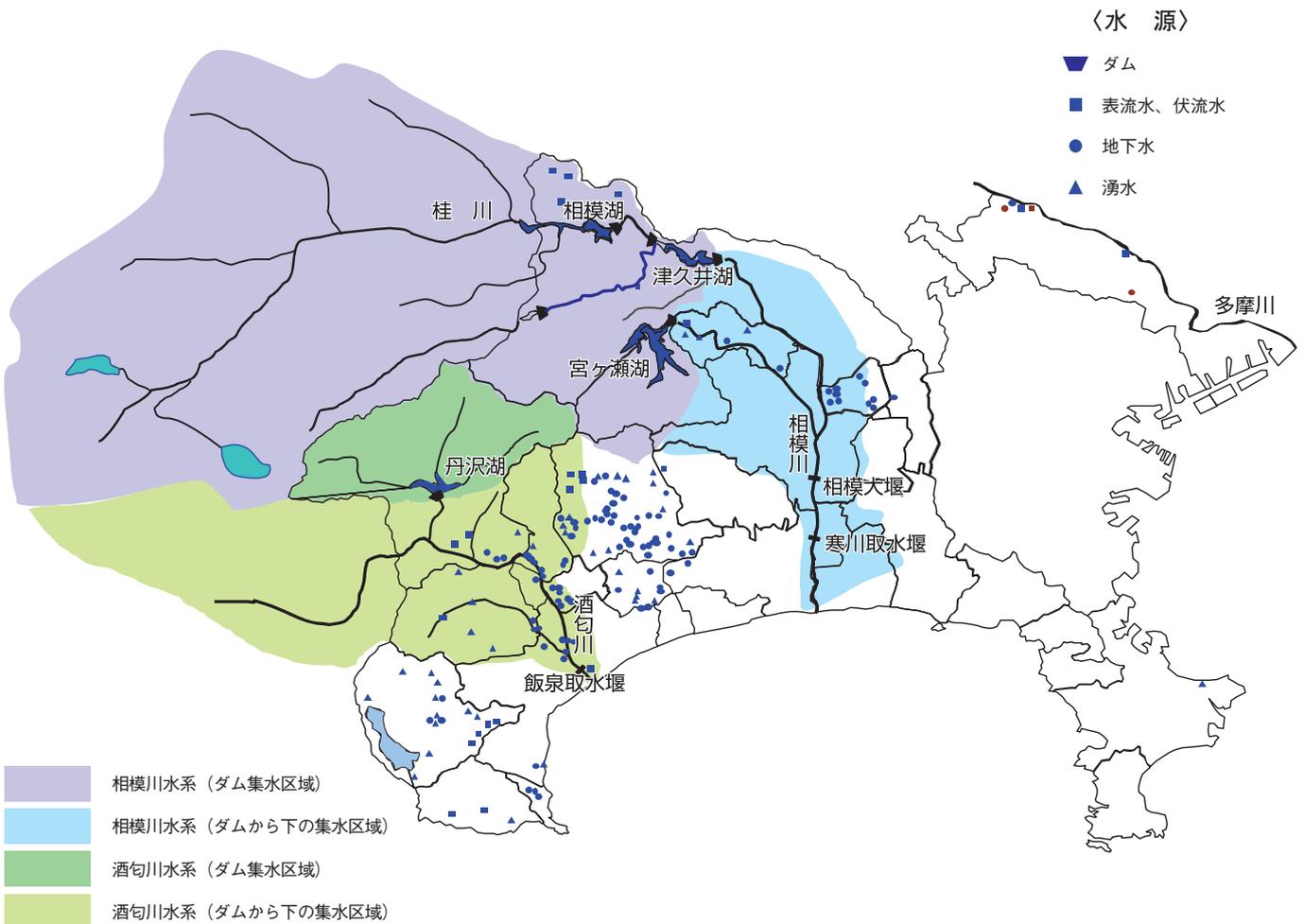
また、地下水等は、県全体の水源の7.1%ですが、県西部地域の市町や秦野市、座間市などの主要な水道水源となっています。

※ 自流：ダムなどによって流量調整を行わない時に、その河川に自然状態で流れている水の量

県内の上水道の水源別構成比（平成23年度）



本県の上水道水源の概況



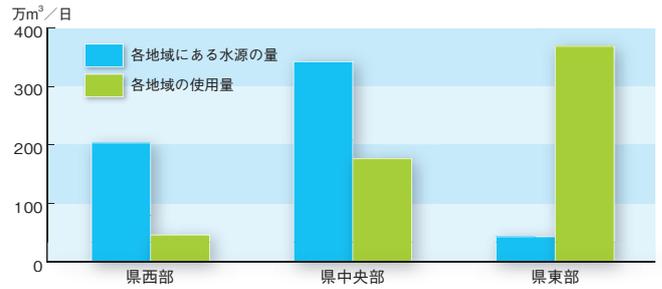
■ 水資源の偏在

県内を東部地域、中央部地域、西部地域に分け、それぞれの地域内にある上水道水源の量を見ると、相模ダム、城山ダム、宮ヶ瀬ダムのある中央部地域は、水源の量が最も多く、三保ダムのある西部地域がそれに次いで多く、ダムのない東部地域内の水源はわずかです。

これに対して、各地域の使用量を見ると、逆に東部地域の使用量が最も多く、そのほとんどは県内の中央部と西部の地域にある水源で賄われています。



県内各地域の水利用

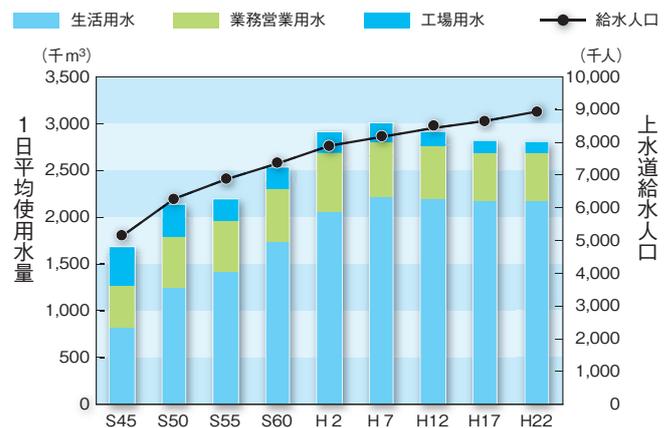


■ 水利用の現状

本県の上水道用水の需要動向は、人口の増加とともに増加傾向を示していましたが、最近では、節水意識の高まりや産業界での水利用の合理化の徹底、経済状況等を反映して、微減傾向で推移しています。

用途別に見ると、昭和45年時に比べると工場用水が大きく減少しているのに対し、生活用水が大きく増加していますが、最近はいずれも安定しています。なお、上水道に占める割合は生活用水が多く、全体の78% (平成22年度) を占めています。

県内上水道給水人口と1日平均使用水量の推移



生活用水：炊事、洗濯、風呂、水洗トイレ等、家庭で使用されるもの
 業務営業用水：事務所、商店、公共施設等、都市生活に使用されるもの
 工場用水：上水道から工場に供給されるもの

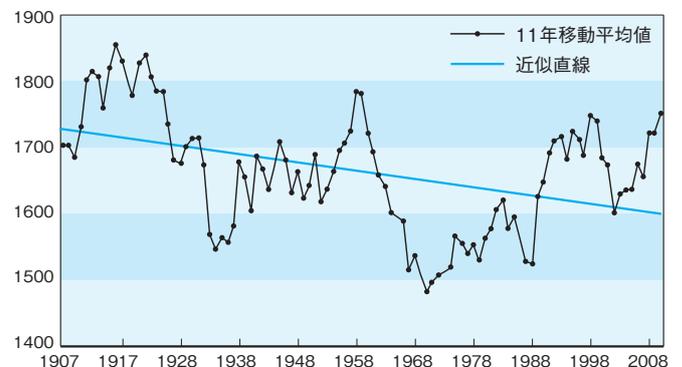
■ 水循環に関する課題

本県の1人当たりの水資源量(水資源賦存量^(注1))は諸外国や日本と比較しても非常に少なく、水は極めて貴重な資源と言えます。

水資源賦存量は降水量に大きく依存しますが、降水量は超長期的には減少傾向にあります。また、ダム湖に流入する河川の流況も、最近では安定しているものの、降雨の状況に左右されます。

このようなことから、ダム湖に流入する水量を安定化させる「緑のダム」の機能を高めるなど、水源環境保全・再生の取組が必要となっています。

横浜における年降水量(11年移動平均値^(注2)の経年変化)



(注1) 水資源賦存量：降水量から蒸発散量を引いたものに当該地域の面積を乗じて求めた人間が最大限利用可能な理論上の水量。

(注2) 移動平均値：時系列数値の変動を見る場合、連続する複数の年次の平均を算出し、年次をずらしながら順次くり返して計算することで変化の傾向を求める統計法の一つです。

「第1期計画」の成果と課題、「第2期計画」の新たな取組

森林の保全・再生

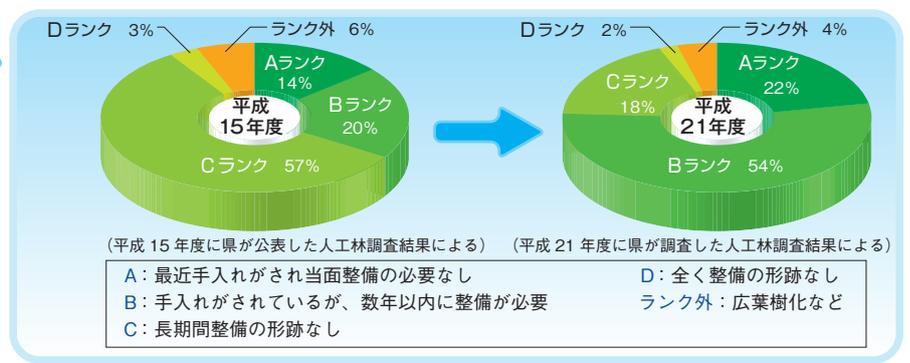
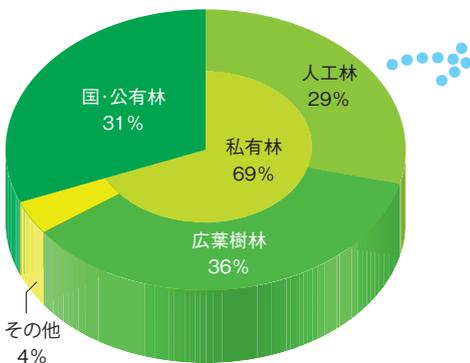
■ 人工林の状況

戦中から戦後の森林伐採により裸地状態であった森林は、その後の国の造林政策により、スギ・ヒノキの植林が進められ、量的には大幅に拡大しました。しかし、森林の質的な面で見ると、林業の経営不振等により、私有林を中心として、手入れ不足の人工林が増加し、荒廃が進んでいました。



荒廃した人工林

県内水源保全地域の森林の現況



〈「第1期計画」の成果と課題〉

水源かん養等の公益的機能^(注3)の高い水源林づくりに向けて、県では平成9年度から「水源の森林づくり事業」に着手し、さらに、平成19年度からは水源環境保全税を導入して、こうした公的管理・支援の取組を充実・強化してきました。森林整備により伐採された間伐材については、搬出支援等を行うことにより、私有林からの搬出量が着実に増加し、間伐の促進が図られました。

また、事業を円滑に推進するためには、人材の養成・確保を図ることが必要不可欠であることから、平成21年度には「かながわ森林塾」を開校し、森林整備の担い手の育成を図るなど、「水源の森林づくり事業」の成果は着実に発揮されつつあります。

一方で、森林整備の効果発揮のためには、シカの採食対策が必要であること、「かながわ森林塾」は計画上の位置付けや労働力確保の目標設定がされていない、などの課題がありました。



かながわ森林塾での作業風景

〈「第2期計画」の新たな取組〉

シカの採食による整備効果の低減に対処するため、シカ管理と連携した森林整備を実施するとともに、「かながわ森林塾」の実施と新規就労者育成についての目標を設定し、森林の保全・再生を進めます。

また、間伐材の有効利用による森林整備を促進するため、間伐材の搬出量の増加に向けて取り組んでいきます。



シカの採食

(注3) 森林の公益的機能：森林は、土壌に降水を貯え、徐々に流出させる水源かん養機能のほか、土砂流出の防止など、様々な機能を有しています。

■ 自然林の状況

県内水源林の核となる丹沢山岳部の自然林については、ブナやモミの枯死や林床植生の後退、土壌流出などが進むとともに、溪流沿いの森林（溪畔林）についても荒廃が進むなど、自然林の劣化が問題となっていました。

そのため、丹沢大山総合調査（平成16～17年度）の結果を踏まえて、丹沢大山の保全・再生を進めてきました。

〈第1期計画〉の成果と課題

「丹沢大山の保全・再生対策」では、土壌流出防止のための新たな対策工法や植生保護柵等の設置に取り組むことにより、土壌侵食量が減少するなど、土壌流出防止対策としての成果が得られつつあります。

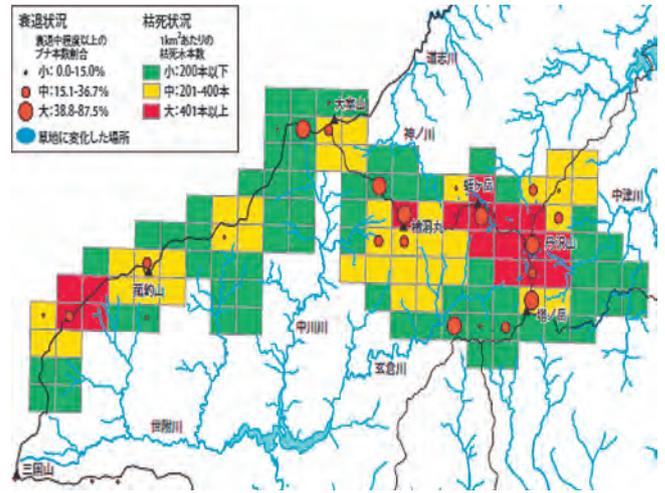
また、ブナ林の立地環境や衰退の実態及び原因について調査を実施し、土壌成分やオゾン等がブナ林に与える影響を解明するとともに、県民との協働による登山道の補修活動を行いました。

さらに、荒廃が懸念される溪畔林について、土砂流出防止対策などを講じ、公益的機能が発揮される良好な溪畔林を目指した整備を行いました。

しかし、丹沢大山地域全体では、シカの採食による林床植生の後退は続いており、また、森林整備により光環境が改善された箇所においても、林床植生の回復が見られず、現状での丹沢大山地域での自然環境の劣化は、シカの高密度化の継続による影響が大きいと考えられます。このため、「シカの管理捕獲の強化」と「土壌流出対策の対象箇所の拡大」について、特に喫緊の課題として取り組む必要があります。

〈第2期計画〉の新たな取組

第2期計画では、丹沢大山自然再生計画と連携して、シカの採食による植生後退、またこれに伴う土壌流出を防止するために、新たに森林整備と連携したシカ捕獲を行うとともに、ワイルドライフレンジャー（野生生物管理に関する専門的知識・経験を有する専門家）を配置して、高標高域でのシカ管理捕獲を強化します。また、新たに林床植生が衰退している箇所の土壌流出対策に取り組みます。さらに、ブナ林再生に向けた調査研究の強化・現地適応化試験や県民との連携、協働活動として登山道整備に加え、山のごみ対策、環境配慮型トイレへの転換についても取り組んでいきます。



ブナ林衰退実態マップ（平成15～16年調査）



土壌流出状況



対策工の面的施工

森林整備から5年経過後の状況



植生保護柵内



植生保護柵外

河川の保全・再生

■ 河川・ダム湖の状況

相模川・酒匂川の本川ではBOD^(注4)などの環境基準は達成していますが、支川では水が比較的汚れている区間があります。また、相模湖・津久井湖は、窒素やリンの濃度が高く、富栄養化状態にあることから、アオコ^(注5)などが発生しやすく、県民全てが望む水質とは言えない状況にあります。

県はこれまで、エアレーション装置の設置やダム集水域の生活排水対策などの取組を進めていますが、アオコの発生を抑制するためには、窒素・リンの削減など様々な対策を効果的に組み合わせて実施していく必要があります。

また、コンクリート構造等の護岸が整備された河川では、自然生態系などへの影響が指摘されています。

相模湖・津久井湖については、2010(平成22)年9月に行われた環境省による水域類型指定の見直しにより、環境基準がBODからCOD^(注4)に変更され、全窒素及び全リンに係る環境基準が設定されました。新たな基準は2010年度から適用されていますが、全窒素及び全リンについては基準の速やかな達成が困難な状況にあるため、2014(平成26)年度までの暫定目標が併せて設定されました。今後、段階的に水質の改善を図りつつ、環境基準の可及的速やかな達成に向け、暫定目標の恒常的な達成が図られるよう取り組んでいきます。



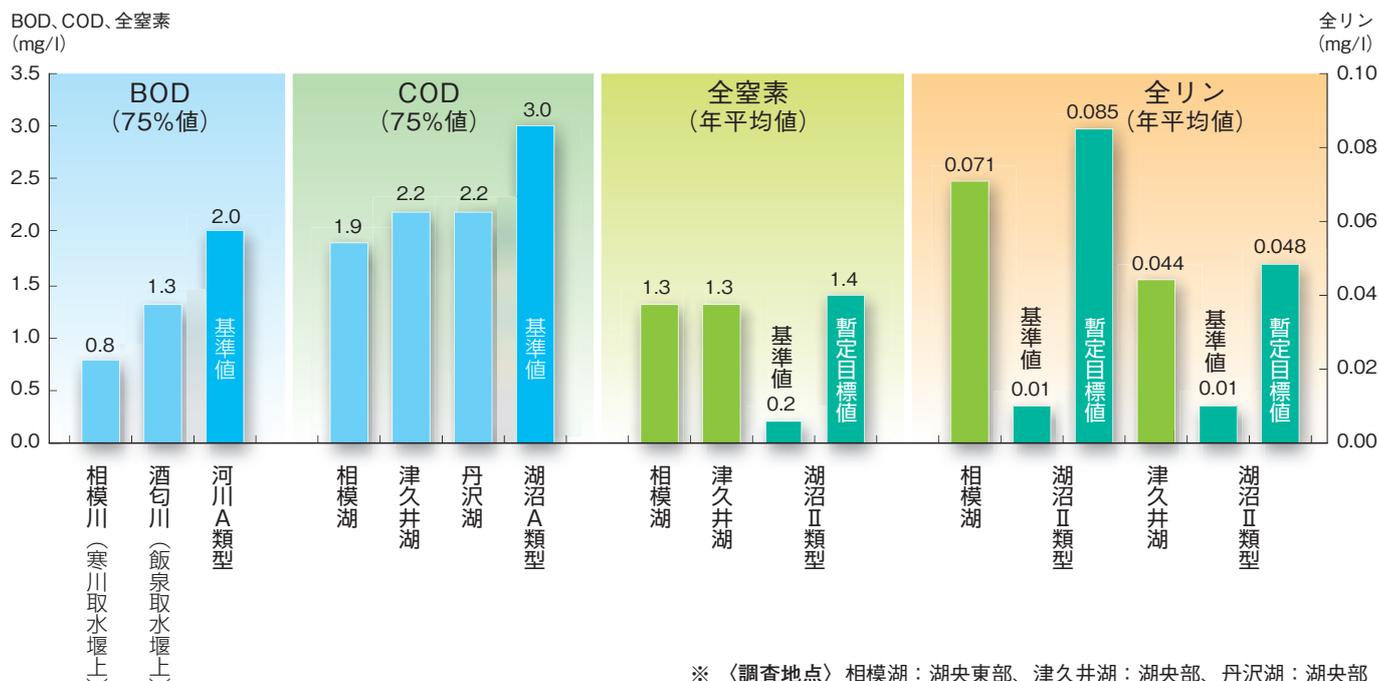
アオコの異常発生(相模ダム)

間欠式空気揚水筒式エアレーション装置概要図



〈原理〉揚水筒の下部から大きな泡を断続的に発生させ、筒内の水を一気に押し上げることで、浅い所の水と深い所の水の入れ替えを図り、水面付近の水温を下げるるとともに、表面の藻類を光の届かない所に送り込むことにより、藻類の増殖を抑制しようというものです。

水源水質の現状と環境基準 (平成22年度)



(注4) BOD：水質指標の一つ。生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略で、微生物が水中に存在する有機物を分解する時に消費する酸素量を数値化したものです。数値が多いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示しています。
 COD：水質指標の一つ。化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略で、水中に存在する有機物を酸化剤により分解する時に消費する酸素量を数値化したものです。数値が多いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示しています。
 (注5) アオコ：富栄養化した湖沼や池で、夏期を中心に植物プランクトン(ミクロキストスなど)が異常増殖して厚い層が形成されることがあり、水の表面に緑色の粉をふいたように見えることからアオコといいます。

〈第1期計画〉の成果と課題

「河川・水路における自然浄化対策の推進」では、市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路等の整備や、河川・水路等における直接浄化対策の取組を支援し、本来の川らしさの創出を図っています。

第1期5年間ににおける取組（見込）

- 河川・水路の自然浄化対策の実施箇所数
 - ・ 生態系に配慮した整備：16箇所
 - ・ 直接浄化対策：9箇所

しかし、整備実施箇所では、生活排水の流入が見られる箇所もあり、整備効果の把握に努めるとともに、整備手法についても再検討することが求められています。

〈第2期計画〉の新たな取組

河川整備事業については、同事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽への転換促進）についてもここに盛り込みます。同時に、事業の実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うとともに、それに見合う適正な事業規模とします。

また、相模湖については、富栄養化を改善するため、直接浄化対策を段階的に実施していきます。

水源環境への負荷軽減

■ ダム湖への生活排水の状況

相模湖・津久井湖では、その周辺地域における生活排水処理施設の整備が遅れているため、生活雑排水の流入の影響によりダム湖の水質は富栄養化状態にあります。

〈第1期計画〉の成果と課題

「県内ダム集水域における公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進」では、県内ダム集水域において、公共下水道の整備や窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組む市町村への支援を実施し、ダム湖への生活排水の流入抑制を図っています。

しかし、相模湖・津久井湖については、依然として、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善が課題となっています。

第1期5年間ににおける取組（見込）

- 公共下水道の整備面積：155.5ha
- 高度処理型合併処理浄化槽の設置基数：547基

〈第2期計画〉の取組

相模湖・津久井湖の富栄養化の改善に引き続き取り組んでいきます。



多自然川づくり（相模原市道保川）



水質浄化ブロック（厚木市恩曾川）



高度処理型合併処理浄化槽

地下水の保全・再生

■ 地下水の状況

本県の上水道水源に占める地下水等の割合は、全県で7.1%ですが、西部地域では35.7%を占めています。また、中央部地域でも、秦野市は自己水源の9割、座間市は自己水源の全量が地下水となっており、本県の重要な水源となっています。

地下水の水質を見ると、県内各地で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、有機塩素系化合物等が環境基準を超過しています。

県ではこれまで、法律や条例に基づき、工場等に対して有害物質による地下水汚染の未然防止や、汚染した地下水の浄化等の指導を行ってきました。また、独自の地下水保全対策に取り組んでいる市町村もありますが、こうした取組の一層の推進が必要でした。

〈「第1期計画」の成果と課題〉

地下水を主要な水道水源としている地域において、良質な地下水を持続的に利用していくため、地下水の保全・再生に関する地域の取組を促進しています。

「地下水保全対策の推進」では、9市町が地下水保全計画を策定し、第1期計画前に保全計画を策定した2市と合わせ、11市町で地下水保全対策を実施し、持続可能な地下水利用に努めることができました。

今後は、対象の市町村すべてが地下水保全計画を作成し、必要な対策を行うことが望まれます。

第1期5年間における取組（見込）

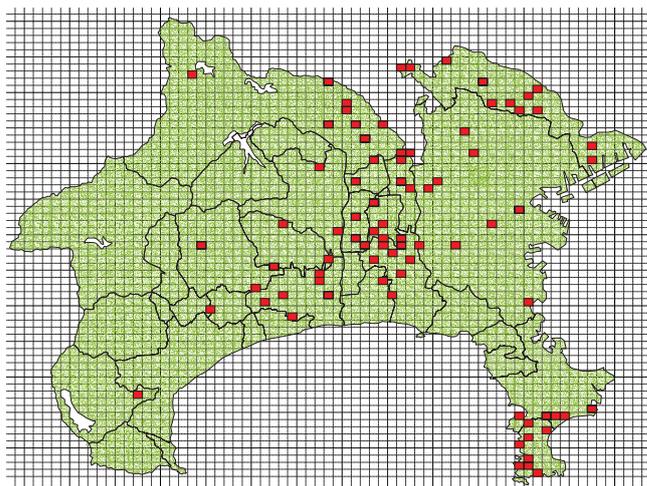
- 地下水かん養対策：延べ16市町村
- 地下水汚染対策：延べ10市町村

〈「第2期計画」の取組〉

地下水汚染箇所について、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリング調査を継続していきます。



地下水汚染状況（平成18～21年度）



■ 環境基準超過地点

地下水の水質については、平成18～21年度の調査地点1,287地点のうち75地点で、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、及び有機塩素系化合物等が環境基準値等を超過しています。



地下水浄化設備（秦野市）

県外上流域対策の推進

■ 県外上流域の状況

本県の主要な水源河川である相模川と酒匂川の上流は、それぞれ山梨県と静岡県にあることから、流域全体の環境保全を図るためには、県域を越えて上流域対策に取り組む必要があります。

特に、相模湖などのダム集水域の大半は山梨県内にあることから、山梨県と協議を行い、相模川水系全体の流域環境の現況を把握した上で、森林保全対策や水質保全対策など県外上流域における保全・再生の取組を推進する必要があります。

〈「第1期計画」の成果と課題〉

「相模川水系流域環境共同調査（私有林（人工林）現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査）」を行い、県外上流域の流域環境の状況を把握しました。第2期計画では、調査結果を踏まえた神奈川県の水源地環境保全・再生を図るための対策の実施が必要です。

〈「第2期計画」の新たな取組〉

共同調査の結果を踏まえ、神奈川県及び山梨県が共同して山梨県内の桂川流域（相模川上流域）における森林整備及び生活排水対策の取組を実施していきます。

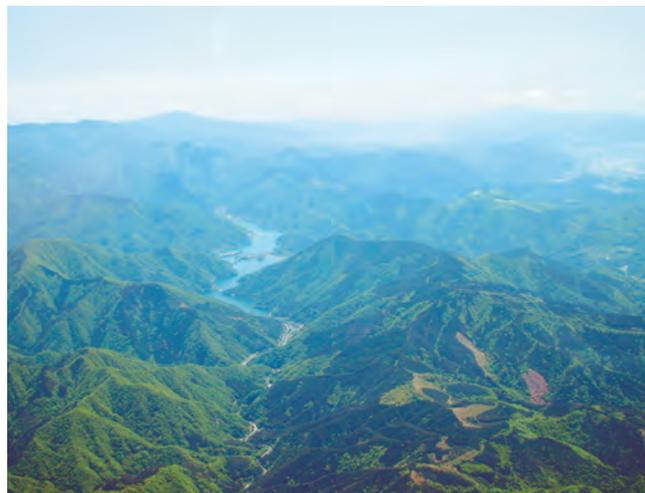
平成23年11月には、共同事業の実施に向け、両県知事が「桂川流域（相模川上流域）における森林整備及び生活排水対策に係る基本合意書」を取り交わしました。

水源環境保全・再生を支える取組

県では、水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映するとともに、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策展開を図るため、平成19年度に「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を創設し、県民参加のもとで水源環境保全・再生施策を推進しています。

また、平成20年度からは市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動に対し、市民事業支援補助金による支援を行っています。この補助金により、平成20年度からの4年間で、延べ84団体（140事業）に助成を行いました。

今後も、水源環境の保全・再生に関する県民の理解を促進し、県民の参加により施策を推進する仕組みの発展に努めていきます。



ダム湖上流域に広がる森林



神奈川・山梨県知事による合意書取り交わし



県民会議の様子

かながわ水源環境保全・再生施策大綱

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、20年間を視野に入れた水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進するための取組の基本的考え方や分野ごとの施策展開の方向性を示しています。

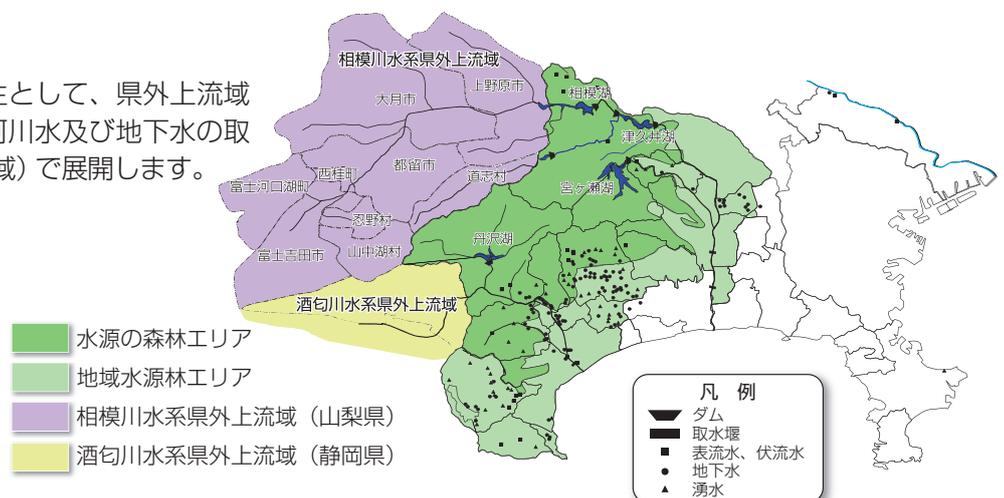
計画期間	平成19～38年度
目的	良質な水の安定的確保
理念	河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体（水の共同利用圏域）で自然が持つ水循環機能の保全・再生を図る。
施策展開の視点	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な施策推進 ● 県民の意志を基盤とした施策展開 ● 順応的管理^(注6)の考え方に基づく施策推進

総合的な施策推進



対象地域

水源環境保全・再生施策は、主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）で展開します。



(注6) 順応的管理：計画の実行過程をモニタリングし、その結果を分析・評価し、最新の科学的知見に基づいて、必要な計画の見直しを行うものです。

第2期 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

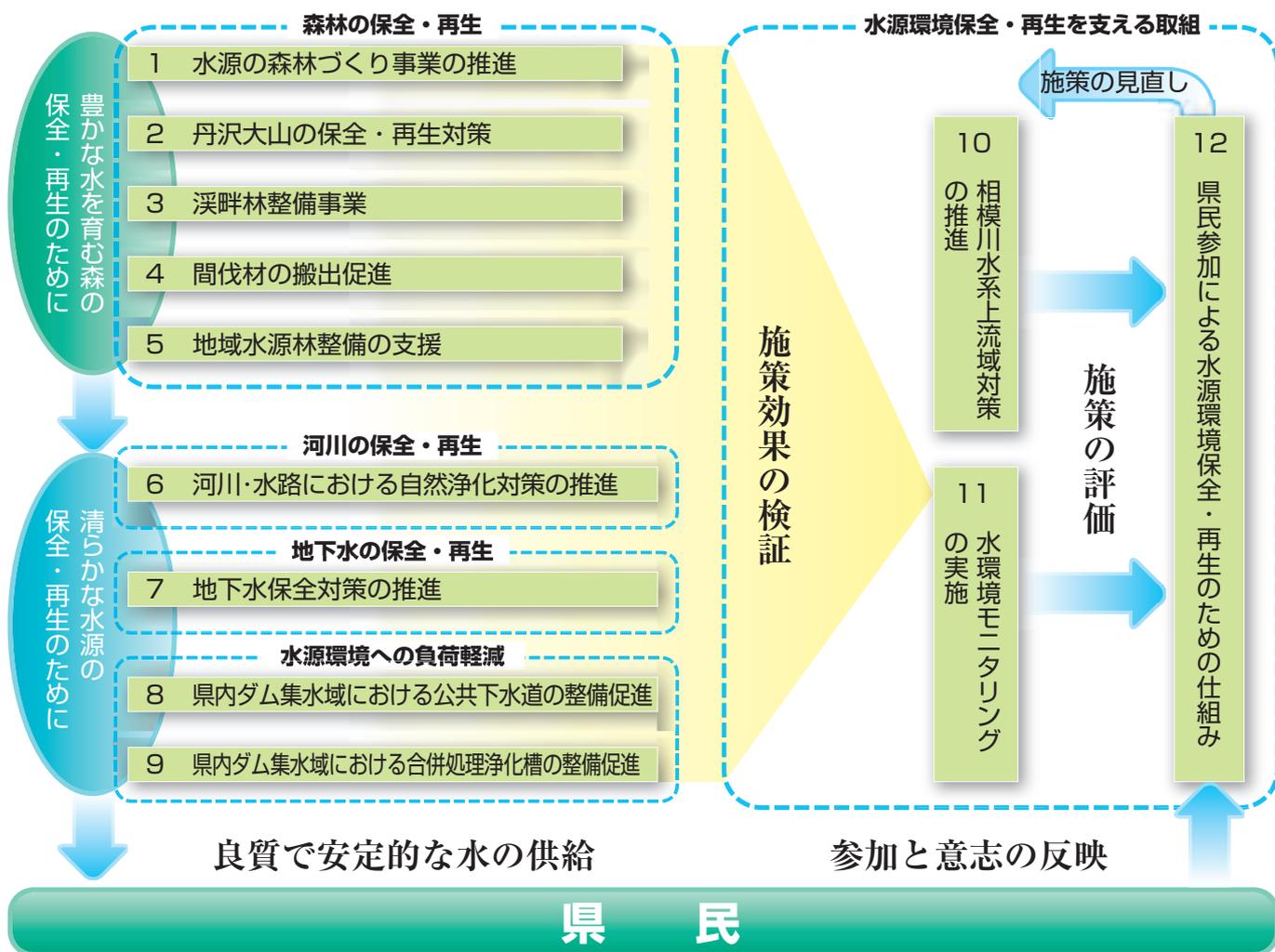
施策大綱に基づき、水源環境保全・再生の取組を効果的かつ着実に推進するため、20年間の第2期の5年間に充実・強化して取り組む特別の対策について明らかにしています。



狩川上流（南足柄市）

計画期間	平成24～28年度
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、水源保全地域を中心に実施する取組 ● 水源環境保全・再生を支える取組
事業数と新規必要額	12事業 約 195億円（5年間の総額） 約 39億円（単年度平均）

第2期実行5か年計画の12事業



12事業のあらまし

() 内は、5年間の新規必要額(百万円)

1 水源の森林づくり事業の推進

水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備。

(6,749)

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している地域を対象に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進。

(322)

2 丹沢大山の保全・再生対策

土壌流出防止対策を行うとともに、中高標高域でのシカ捕獲、ブナ林の調査研究や登山道整備などの県民協働の事業への取組。

(1,284)

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する公共下水道の整備を支援。

(1,371)

3 溪畔林整備事業

水源上流の溪流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施。

(80)

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する高度処理型合併処理浄化槽の整備を支援。

(2,076)

4 間伐材の搬出促進

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援。

(1,285)

10 相模川水系上流域対策の推進

相模川水系の県外上流域において、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策(森林整備や生活排水対策)を実施。

(365)

5 地域水源林整備の支援

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するための支援のほか、高齢級の森林の間伐を促進。

(3,140)

11 水環境モニタリングの実施

森林、河川のモニタリング等を行い、事業の実施効果を測定するとともに、県民への情報提供を実施。

(857)

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む生態系に配慮した整備や直接浄化等を推進。

(1,771)

12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が主体的に参加する仕組みを進展。

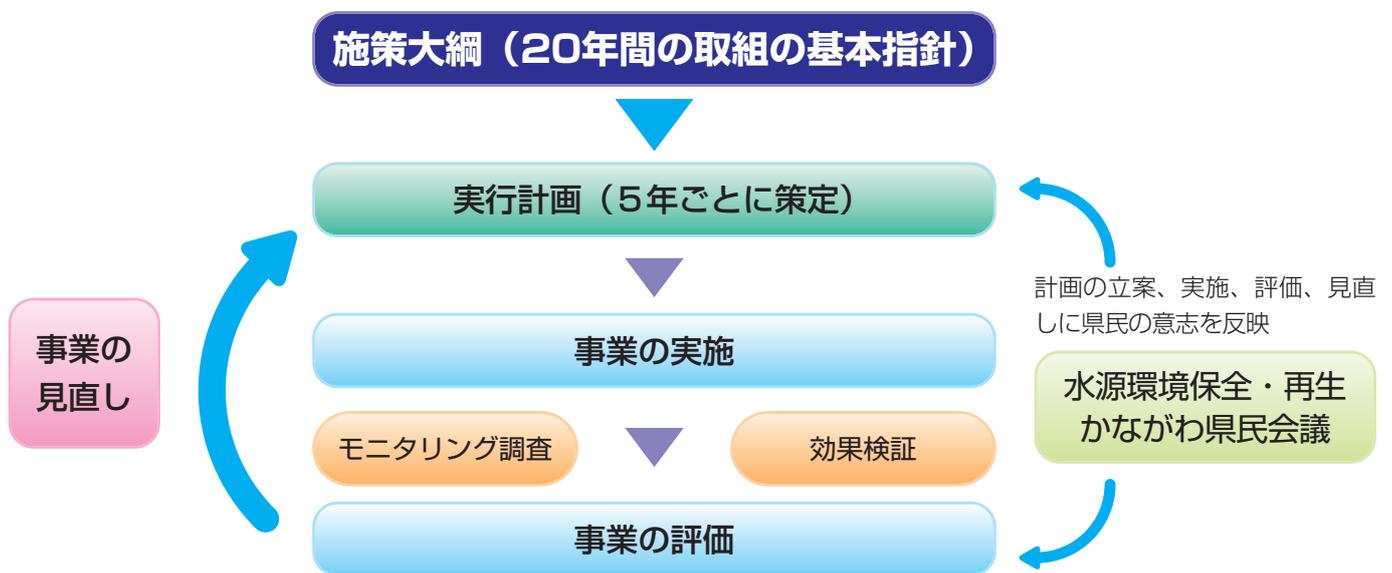
(230)

順応的管理の考え方に基づく施策推進

水源環境の保全・再生の取組は、自然を対象としたものであり、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。また、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があります。そのため、事業の実施と並行して、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。

そこで、このような順応的管理の考え方に立ち、県民会議のもとで、着実かつ効果的な計画の推進を図ります。

順応的管理の考え方に基づく施策推進のイメージ



〈県民会議の機能〉

■ 施策の立案・見直しに対する県民の参加と意志反映

水源環境保全・再生に関する事業や今後の方策等について論議し、施策の見直しや立案に県民の意志を反映するとともに、施策の効果を評価するための指標などの特定の課題について、行政、市民、学識者が協働して検討します。

■ 県民参加事業の推進

県民参加のもとで水環境のモニタリングや県民に対する普及・啓発活動などの取組を推進するとともに、県民主体の取組や県民・NPOと行政との協働による取組を推進するため、水源環境保全・再生に関する市民事業等支援制度の運営をします(平成20年度から市民事業支援補助金を開始)。

■ 水源環境保全・再生施策の評価と見直し

県民会議の中に学識者や環境保全に直接関わるNPOや行政の関係者等で構成する専門委員会を設置して効果の検証等を行うとともに、その結果を県民会議で論議し、施策の評価をとりまとめ、以後の事業の見直しに反映します(点検結果報告書を作成し、知事に提出)。

水源環境保全・再生のための財源

水源環境の保全・再生に継続的に取り組むには、一般財源とは別に、水源環境保全・再生のための安定した財源を確保することが必要です。

そこで、第1期と同様、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施し、第2期の5年間（平成24年度～28年度）に充実・強化して取り組む特別対策の財源を確保することとしています。

水源環境保全税の税収は、使いみちを明確にするため、特別会計内に設置した「神奈川県水源環境保全・再生基金」で管理し、水源環境の保全・再生のための特別対策事業に活用します。

また、この基金では、法人・個人を問わず寄付もお受けしています。

個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の概要

■ 税率（第1期と同じ）

区分	標準税率（ア）	上乗せ率（第1期と同じ）（イ）	超過税率（ア＋イ）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4%	0.025%	4.025%

■ 適用期間

平成24年度から28年度まで（5年間）

■ 税収規模

年額 約39億円（5年間で約195億円）

■ 水源環境保全・再生のための平均負担額

年額 約890円（納税者一人当たり）

■ 年収・世帯区分ごとの個人県民税負担額（平成24年度）

（単位 円）

年収額 （万円）	夫 婦 子 二 人 の 世 帯					単 身 の 世 帯				
	水源環境保全・再生のためのご負担		標準税率		標準税率 (均等割・所得割)	水源環境保全・再生のためのご負担		標準税率		標準税率 (均等割・所得割)
	均等割分	所得割分	均等割分	所得割分		均等割分	所得割分			
200	—	—	—	—	—	28,000	400	300	100	27,600
300	23,600	400	300	100	23,200	52,200	600	300	300	51,600
400	49,400	600	300	300	48,800	77,900	700	300	400	77,200
500	77,500	700	300	400	76,800	106,100	900	300	600	105,200
600	107,700	900	300	600	106,800	134,300	1,100	300	800	133,200
700	137,500	1,100	300	800	136,400	164,100	1,300	300	1,000	162,800
800	169,700	1,300	300	1,000	168,400	196,300	1,500	300	1,200	194,800
900	201,900	1,500	300	1,200	200,400	228,500	1,700	300	1,400	226,800
1,000	236,500	1,700	300	1,400	234,800	263,100	1,900	300	1,600	261,200
1,100	273,100	1,900	300	1,600	271,200	299,700	2,100	300	1,800	297,600
1,200	309,800	2,200	300	1,900	307,600	336,300	2,300	300	2,000	334,000
1,300	346,400	2,400	300	2,100	344,000	373,000	2,600	300	2,300	370,400

備考1：年収額（収入は全て世帯主の給与収入としました。）から社会保険料控除等の諸控除を差し引いて課税所得金額を計算し、年額の負担額を試算しました。

2：夫 婦 子 二 人 の 世 帯 の 子 供 二 人 は、小 学 生 と 高 校 生 と し て 試 算 し ま し た。

水源環境保全・再生のため、寄付をお受けします

平成19年度に設置した「神奈川県水源環境保全・再生基金」では、水源環境を保全・再生するため、法人・団体・個人を問わず、広く県民の皆様から寄付をお受けすることとしておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



水源環境保全・再生
イメージキャラクター
しずくちゃん

平成24年3月 〈初版〉
平成24年11月 〈第2版〉



神奈川県

環境農政局水・緑部水源環境保全課調整グループ
横浜市中区日本大通1 〒231-8588

電話(045)210-4352(直通)FAX(045)210-8855
電話(045)210-1111(代表)内線4352~4354